

奈良県立医科大学博士研究員に関する規程

平成13年3月7日
制 定

(博士研究員)

第1条 奈良県立医科大学(以下「大学」という。)に博士研究員を置く。

(目的)

第2条 博士研究員は教授又は講座等の主任担当者(以下「教授等」という。)の指導に基づき医学に関する諸種の研究に従事する。

(登録資格)

第3条 この規程において、博士研究員として登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第68条の2に基づき、博士の学位を授与された者
- 二 外国の大学において、前号の博士と同等の学位を授与された者

(登録の申請)

第4条 登録を受けようとする者は、様式第1号に掲げる博士研究員登録申請書に必要事項を記載し、指導を受ける教授等の推薦を得たうえで、学長に申請するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 学位記の写又は学位取得証明書
- 三 その他、学長が必要と認めたもの

3 登録の更新を受けようとする者は、様式第2号に掲げる博士研究員登録更新申請書に必要事項を記載し、第1項に準じ、学長に申請するものとする。ただし、前項に掲げる書類のうち2号及び3号については省略することができる。

(登録)

第5条 学長は、前条により登録又は登録更新申請をした者について審査のうえ、教授会の議を経て、博士研究員として登録することができる。

2 学長は、博士研究員に登録した者に対して、様式第3号に掲げる博士研究員登録証を交付する。

(登録期間)

第6条 登録の有効期間は、1年以内とし、登録された月日の属する年度の末日までとする。ただし、申請によりこれを更新することができる。

(研究)

第7条 博士研究員は、本学において教授等の指導の下で、研究に従事するものとする。

2 博士研究員は、その研究の遂行に必要な本学の研究施設を使用できる。ただし、その使用にあたって許認可を必要とするものは、予め所定の手続きをとらなければならない。

3 博士研究員は、教授等の許可を得て、機械器具、材料、薬品などを使用することがで

きる。

4 博士研究員は、本学附属病院において臨床研究を行う場合には、予め附属病院長の許可を得ておかなければならない。

(臨床研究)

第8条 臨床にかかわる研究に従事し、附属病院の施設を利用しようとする者は、様式第4号に掲げる臨床研究許可申請書に必要事項を記載し、医師免許証又は歯科医師免許証の写しを添付のうえ、附属病院長に申請しなければならない。

2 附属病院長は、前項の許可の申請をした者について審査し、許可をすることができる。

(研究費用の負担)

第9条 研究のために必要な特別の材料、薬品等の購入に要する費用は、原則として自己負担とする。

(登録の抹消)

第10条 学長は、博士研究員として不適格と認めたときは、教授会の議を経て登録を抹消することができる。

(登録証の返還)

第11条 登録を受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、博士研究員登録証を返還しなければならない。

- 一 登録の有効期間が満了したとき。
- 二 博士研究員を辞退したとき。
- 三 前条の規定により登録を抹消されたとき。

(登録料)

第12条 第4条の登録又は登録の更新を受けようとする者は、毎年度1万円の登録料を納めなければならない。

2 既に納入された登録料は、返還しない。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。